

北京行動綱領(1995年)及び第23回国連特別総会¹成果文書(2000年)の 実施状況に関する各国政府への質問状

2010年の北京宣言及び行動綱領の採択15周年記念の 地域的レビュー及び評価の準備のために

I. 序文

国連の地域委員会は、2010年の北京行動綱領採択15周年記念の準備として、第4回世界女性会議(北京、1995年)で採択された北京宣言及び行動綱領並びに第23回国連特別総会(2000年)成果文書の実施の進捗についてのレビュー及び評価を行う予定である。地域委員会は経済社会局女性の地位向上部と協働する予定である。

進捗のレビュー・評価は、2004年の質問に対して加盟国から提出された回答から2009年末までの5年間を対象とする。それは、成果、ギャップ及び課題を特定するとともに、さらなる実施のために行動とイニシアティブが最も緊急である分野を指摘するだろう。

進捗のレビュー・評価の準備に際し、地域委員会は、この質問に対する加盟国からの回答を活用する。さらに、様々な情報源と統計を利用する予定である。これらには、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づき締約国より提出された報告、婦人の地位委員会の関係で作成された情報、並びに地域レベルにおける専門家グループ会合その他の活動の成果が含まれる。その他の情報源としては、国別共通アセスメント及び国連開発支援フレームワーク(CCA/UNDAFs)、貧困削減戦略文書(PRSP)、各国の人間開発報告書及びミレニアム開発目標(MDG)報告書が含まれる。

II. 質問状

質問状は、4部から構成されている。加盟国は、2005年の最も直近のレビュー・評価以降の、実施された取組及び達成された進展に関する情報を提供するように要求される。

第1部では、報告国は、行動綱領及び第23回国連特別総会成果文書の実施において経験した**主要な全般的な成果及び障害**を強調することが勧められる。質問状の第1部への回答は、3頁以内とする。

¹ (内閣府注) 2000年6月に開催された「女性2000年会議」。

質問状の**第2部**では、報告国は、**行動綱領の重大問題領域**（第3部でカバーされる重大問題領域Hを除く）及び第23回国連特別総会において特定された更なるイニシアティブと行動が必要である分野に関する実施に関し、政策開発、法制面での変革、擁護、意識啓発、能力開発及び報告国が着手したプログラム・プロジェクトなどの成果の具体的な事例を提供するよう奨励される。重大問題領域に関する障害や残っているギャップと課題も特定され、得られた教訓の概要が提供されるべきである。質問状の第2部への回答は10頁以内とする。

第3部は、**制度的整備**、即ち、男女平等と女性のエンパワーメントの推進を支援するために各国が導入したそのような構造や措置に焦点をあてる。それは、行動綱領の重大問題領域H「女性の地位向上のための制度的な仕組み」及び第5章「制度的整備」、第6章「財政的整備」、並びに第23回国連特別総会成果文書で特定された行動をカバーするものである。このセクションでは、国内本部機構、関連省庁の能力開発プログラム、資源配分、統計及び指標、モニタリング及び説明責任のメカニズム並びにパートナーシップについての情報が記述されるべきである。質問状の第3部への回答は4頁とする。

第4部では、回答者は、報告国において残っている**重要な課題と制約**、及びこれらに対処し、各重大問題領域における行動綱領の完全な実施を確実にするための**将来の行動とイニシアティブの計画**についての情報を提供するよう勧められる。報告国は、特に、行動綱領と第23回国連特別総会成果文書の実施を加速するために今後5年間に国内レベルでなされる予定の**新たなコミットメント**について示すことを奨励される。質問状の第4部への回答は、3頁以内とする。

付属書は、質問状の各部の下でカバーしうる問題の例を提供する。報告国は、これらの問題すべてを対象とすることは求められておらず、国の状況に最も関連するものに焦点を当てるべきである。付属書に含まれていない追加的な問題を回答の中にとりあげることも可能である。

Ⅲ. 方法についての注記

質問状を通じて求められている情報は、質的なものと量的なもの双方である。重視されるのは実施であり、報告国は、記述されたイニシアティブと活動の影響(impacts)に関する具体的な情報を可能な限り提供することが求められる。活動とアウトプットと行動は、女性の状況並びに男女平等及び女性のエンパワーメントの促進についての達成及び影響と区別されるべきである。一方で、報告国は、年齢別・性別の定量的データを提供するか、そのようなデータが他の関係でどこに既に提出されたかを示すよう奨励される。男女平等と女性のエンパワーメントのための活動をモニターするために国内レベルで利用されている指標に

ついでに情報を提供したい国はそうしてもよい。また、報告国は、とられたイニシアティブ及び行動の詳細な期間に関する情報を提供することも求められる。

ご参考までに、第4回世界会議（1995年）、第23回国連特別総会（2000年）及び婦人の地位委員会（2005年）の10年のレビュー・評価に先立ち加盟国により国連事務局に提出された報告、並びに女子差別撤廃委員会に提出された一番最近の報告のリストは、女性の地位向上部のウェブサイト（<http://www.un.org/womenwatch/daw>）でみる事が可能である。

IV. 回答の提出

この質問状への回答は、6国連公用語のいずれかにて、ハードコピー及び電子フォーマットで、2009年3月1日までに²適切な地域委員会に送付すること。

アジア太平洋経済社会委員会
男女平等・エンパワーメント部
社会開発課

United Nations Building, 6th floor

Rajdamnern Nok Avenue

Bangkok 100200, Thailand

Contact: Beverly Jones

Fax: (66-2)288-1030/1000

E-mail: gad@un.org

²（内閣府注）ESCAPから、6月末までに提出すれば問題ない旨の連絡をいただいている。

附属書: 回答において考慮されるべき問題についての手引き

以下の例は、手引きとしてのみ提供される。報告国は、これらの問題すべてを対象とすることは求められておらず、国の状況に最も関連する問題に焦点を当てるべきである。付属書に含まれていない追加的な問題を回答の中にとりあげることも可能である。

第 1 部: 男女平等及び女性のエンパワーメントの促進における成果と課題の概観(3 頁)

質問状の第 1 部への回答は、成果と課題の最重要点を含むべきであることに注意して下さい。この部分で取り扱われる問題は、質問状の他の部でより詳しく論ぜられることが可能である。例えば、グローバリゼーションに関連する問題は、質問状の第 2 部においてより詳しく論ぜられ、ジェンダーに反応する予算についての問題は、第 2 部で論ぜられるでしょう。

参考となる質問：例えば、以下の問題や質問を扱うことが可能である。

- a) **男女平等及び女性のエンパワーメント**に関する国の政策が採択されたか、またそれはどのようなレベルでか。その政策の実施を支援するための行動に関する戦略及び計画が策定されたか。監視のためにどのようなメカニズムが創設されたか、また様々な関係者はその実施に関してどのような責任を持つか。あらゆる分野での政策の実施を確実にするための最高レベルでの国内調整メカニズムがあるか。
- b) **女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)** 及び女子差別撤廃委員会の最終コメントは、男女平等の推進にどのような影響を与えているか。条約の実施の進捗はどのようなものか。
- c) 過去 10 年間に於ける、男女平等と女性のエンパワーメントの推進における**法制面及び政策決定面での主な成果**は何か。詳細を提供してください。
- d) ジェンダーの視点と女性の関心事項は、国、地方レベルにおける**予算編成時**にどの程度考慮されてきたか。男女平等と女性のエンパワーメントの達成に関連する予算配分を増やし、追加する取組について記述されたい。
- e) **ミレニアム開発目標 (MDGs)** は、開発のための国内フレームワークとしてどの程度活用されているか。男女平等に関する目標 3 にいかなる注意が払われているか。MDG 3 の下のターゲットの達成を効果的に監視するための国レベルのデータは入手可能か。ジェンダーの視点や女性の関心事項は、他のミレニアム開発目標すべてにおいて考慮されているか。
- f) ジェンダーの視点や女性の関心が体系的に考慮に入れられてきて、政策及び／又はプログラムを改正する結果となった、主要な**政府における政策論議**や**議会における討論**につ

いての情報を提供されたい。これらの視点が考慮に入れられた国で行われてきた**最近の主要な改革**は何か、また、女性とジェンダーの視点が全体的論議の中の不可欠な一部分として考慮されている国で議論されている**主要な問題**は何か。

- g) **武力紛争**から脱しつつある国において、和平交渉や復興への取組の計画にあたり、女性がどの程度関与したか、またジェンダーの視点や女性の関心事項がどの程度含まれたか。
- h) **グローバリゼーション**（例えば、ICTの利用、市場自由化、貿易パターンの変化など）は、女性・女児のエンパワーメントや男女平等促進にどのような影響を与えてきたか。潜在的なリスクを軽減し、女性のための機会を活用するために、どのような取組が行われているか。
- i) 男女平等と女性のエンパワーメントの促進のための特定の政策、戦略及び／又は行動計画は、どの**部門・分野**において策定されてきたか。他の部門においては、法制定や政策形成、プログラムの策定の際に、不平等とギャップが特定されて対処されるために、ジェンダーの視点と女性の関心事項は、日常的にどの程度考慮されているか。
- j) 男女平等と女性のエンパワーメントについての国内の取組の様々な面の支援—例えば、擁護、政策及びプログラムの計画、実施及び監視への参加並びにサービスの実施を通じて—において、非政府組織（NGO）及び市民社会グループ、民間部門及びその他の関係者とどのような型の重要な**パートナーシップ**が確立されてきたか。
- k) 男女平等の促進（例えば、女性に対する暴力の根絶やH I V / A I D S との闘いを含む）に**男性及び少年**を積極的に参加させるためにどのような取組がなされてきたか。どのような成功が収められたか、またどのような制約が見出されたか。
- l) **気候変動及び食糧・エネルギー危機**の男女平等及び女性のエンパワーメントの推進への影響はどのようなものか。女性にとっての潜在的リスクと女性への影響を軽減するために、また、予防及び緩和の課程に女性を効果的に参加させるために、どのような措置が取られているか。女性への影響を軽減するために社会保護施策が実施されてきたか、また、女性農業者を支援するために施策が採択されてきたか。
- m) 金融危機の男女平等の推進への影響はどのようなものか。資源、所得及び社会保護への女性のアクセスへの悪影響を軽減するためにどのような施策が取られてきたか。成長を復活させるための施策は、女性の経済面の潜在能力をどの程度活用してきたか。

第2部：北京行動綱領の重大問題領域及び第23回国連特別総会で特定された更なるイニシアティブと行動の実施における進捗(10頁)

北京行動綱領の12の重大問題領域（質問状の第3部でカバーされる領域Hを除く）に沿って質問状のこの部分への回答をまとめて下さい。

参考となる質問：各重大問題領域内の回答は、以下に概略を述べられた問題に対応すること

が可能だが、それに限定される必要はない。

A. 成功した政策、法的な変化、計画並びにプロジェクトの例

- a) 行動綱領の重大問題領域及びその他の重要な問題に関して、これらの目標を達成するために、どのような成功した行動（法的取組、政策改革、メディアのキャンペーン、試験的プログラム又はプロジェクトなど）が、政府又は他の関係者（NGO、市民社会、民間部門）により取られたか。
- b) 第4回世界女性会議その他において、政府によりなされた重大問題領域についての個別のコミットメント—例えば、資源配分、法改正及び政策・プログラムの策定—はどの程度達成されているか。

B. 直面した障害並びに残っているギャップ及び課題の例

- c) 重大問題領域及びその他の特定された重要な問題の実施において直面した障害、ギャップ及び課題を記述されたい。

C. 得られた教訓

- d) 各重大問題領域及びその他の特定された重要な問題に関して実施の中で得られた主な教訓についての情報を提供されたい。

第3部: 制度的整備(4頁)

参考となる質問: 回答は、以下に概略を述べられた問題に対応することが可能だが、それに限定される必要はない。

- a) 男女平等と女性のエンパワーメントの促進ためにどのような**国内メカニズム**—例えば省、国の委員会、議会の委員会—が存在しているか。各機関はいかなる任務と資源を持ち、またこれらの機関はどのように協力を行っているか。国内メカニズムの位置づけと政策決定過程へのアクセスについて述べられたい。どのようなネットワークが設けられているか、またこれらのネットワークはどの程度効果的か。スタッフ及び資金面の支援に関して、国内メカニズムはどのような資源を有しているか。資金面の資源のうち何パーセントが国際的又は二国間のドナー又はその他の外部資源に由来するものか。
- b) 男女平等と女性のエンパワーメントのための**フォーカルポイント**が関係省に設置されてきたか、またどの省に設置されているか。省内において、どのような支援が提供され

- ているか。国内本部機構によりどのような支援（研修、助言等）が提供されているか。これらのフォーカルポイントはどの程度効果的か。
- c) 実施の進捗を測るためにどのような**監視**のメカニズムが設置されてきたか。男女平等と女性のエンパワーメントの促進に関する説明責任は全ての省にわたっていかに確立されているか。調整はどのように実現されているか。政府の最高レベルはどのような役割を演じているか。
 - d) ジェンダー主流化を促進するためのどのレベルの**能力**が実現しているか。それはどのようなメカニズムを通じてか。能力構築の分野で残っている課題は何か。
 - e) 主要な**指標**が確立されているか、また監視の責任はどこにあるか。データや統計に関してどのようなギャップや課題が残っているか。どの分野で性別データの欠如が依然として問題であるか。どの分野で新たな種類のデータを収集することが必要か。国の統計局や関連省の統計部局は、必要なデータの提供について、どの程度認識し、コミットし、能力があるか。どの部門において、またどの程度、性別データは政策形成や計画のための情報として効果的に利用されているか。
 - f) **様々な関係者の役割**についての情報を提供されたい。例えば、議会は男女平等と女性のエンパワーメントの促進及び監視においてどのような役割を担っているか。この役割はどのように強化され得るか。フォローアップ活動の計画・実施における NGO の役割について述べられたい。NGO は、第 4 回世界女性会議のフォローアップのためのメカニズムに公式に参加し、また女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）の実施についての報告を支援しているか。

第4部: 主要な課題とそれらに取り組むための行動(3頁)

更なる行動が必要とされる分野についての情報を提供されたい。

- a) 行動綱領と第 23 回国連特別総会成果文書を完全に実施するために政府が 2010 年以降に計画している更なる行動とイニシアティブを挙げられたい。
- b) 次の 5 年間における実施の改善が特定されてきた優先分野について述べられたい。
- c) これらの各分野においてとられる取組（目標と期限も）の例を示されたい。
- d) 実施を加速するためになされる予定の新たなコミットメントの概略を述べられたい。